

運輸部門における省エネルギー対策

改正省エネ法への対応

■運輸部門における省エネルギー対策の推進

【継続】交通政策部

エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）が、平成 18 年 4 月に改正されました。運輸部門が規制の対象となり、一定規模以上の輸送能力を有する事業者（特定輸送事業者：自家輸送を含む）に対して、省エネルギー計画の策定とエネルギー使用量等の定期報告が義務付けられました。

【27 年度実績】

平成 27 年度は、中国運輸局管内の特定輸送事業者のうち、5 事業者に対して実態調査を実施しました。

（平成 28 年 3 月 31 日時点

中国運輸局管内特定輸送事業者 29 社）

【27 年度実績に対する評価】

実態調査を実施した 5 事業者は、エコドライブの取組みを中心とした運転手教育を実施するなど、積極的な省エネルギー対策に取り組んでいました。

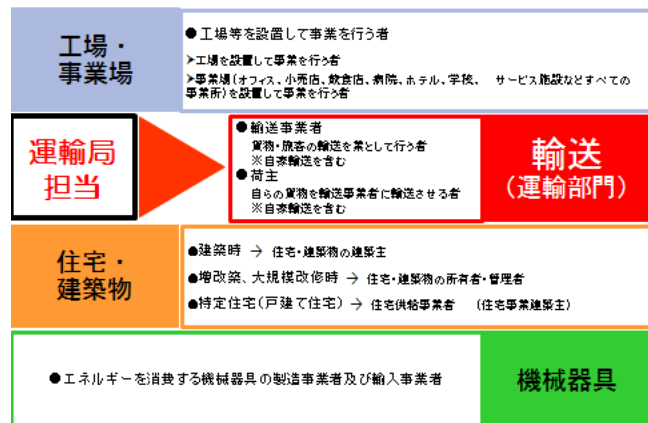
省エネルギーの取組みが運輸部門に浸透するよう、模範となるような取り組みを積極的に紹介するなど、情報提供等と組み合わせた指導が、今後、より一層重要になってきます。

【28 年度施策】

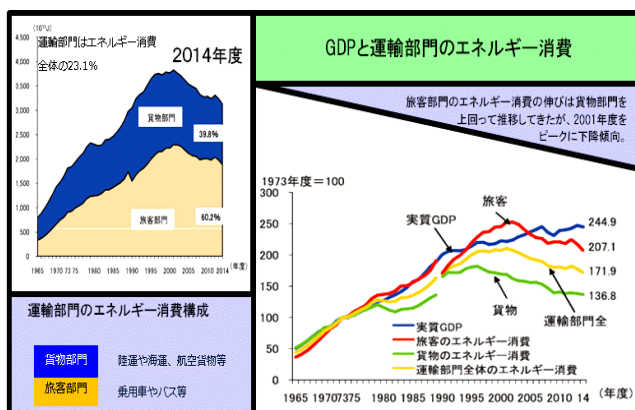
省エネ性能の優れた輸送用機械器具（燃費性能の優れた車両）への代替やモーダルシフトの取り組みは、環境対策にも省エネルギー対策にも大きな効果がありますが、エコドライブ等の地道な取り組みも、続けていくことで省エネルギーの効果は着実に表れます。

グリーン経営認証制度や参考となる優れた取り組みを積極的に紹介するなど、事業者の省エネルギー対策推進に向けた取り組みを続けていきます。

省エネ法の規制分野（4分野）



運輸部門のエネルギー消費構成



特定輸送事業者の範囲

区分	輸送能力	貨物	旅客
鉄道	車両数	300両	300両
自動車	台数	200台	バス 200台 タクシー 350台
船舶	総船腹量	2万総トン	2万総トン
航空機	総最大離陸重量		9000トン

報告義務
・中長期計画書
・定期報告書

① 輸送能力届出書提出

② 報告義務発生

③ 毎年6月末までに報告

輸送能力届出書 3月31日時点で上記に当てはまる事業者は、特定輸送事業者として指定を受ける必要がある。

・指定後は毎年出さなくて良い
・基準より減れば、指定解除（届出が必要）